令和４年４月１日以後開始事業年度等分
内国法人（グループ通算制度適用）用

別表六(九)

令四・四・一以後終了事業年度分

一般試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

特定税額控除規定の適用可否						
試験研究費の額		1	円	税額控除限度額 (4)×(14)	15	円
控除対象試験研究費の額の計算	同上のうち特別試験研究費以外の額	2		調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「14」)	16	
	(1)のうち一般試験研究費に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額	3				
	控除対象試験研究費の額 (2)＋(3)	4		当期税額 令和５年３月開始する事業年度 (9) ((9)－$\frac{10}{100}$)×2 (小数点以下３位未満切捨て) (0.1を超える場合は0.1)	17	
増減試験研究費割合の計算	比較試験研究費の額 (別表六(十一)「5」)	5				
	増減試験研究費の額 (1)－(5)	6				
試験研究費割合の計算				上金額減少割合≧ 特例加算割合 (十二)「11」)	18	
				基準額 五)「9」))×(0.25＋	19	円
税額控除割合の計算				除可能額 金額)又は(別表六 「30」)	20	
	$\frac{}{100}$－($\frac{}{100}$－(7))×0.175 (0.02未満の場合は0.02)	12		調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の①」)	21	
	(9)＞10％の場合の控除割増率 ((9)－$\frac{10}{100}$)×0.5 (0.1を超える場合は0.1)	13				
	税額控除割合 ((10)、(11)又は(12))＋((10)、(11)又は(12))×(13) (小数点以下３位未満切捨て) (0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)	14		法人税額の特別控除額 (20)－(21)	22	

【No.４】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.43】１欄の金額は、次の資産に係る試験研究費の額を除き、申告調整額を加減算した税務上の金額となっていますか。
(1)　棚卸資産
(2)　固定資産（事業の用に供する時において試験研究の用に供するものを除きます。）
(3)　繰延資産（試験研究のために支出した費用に係るものを除きます。）
　また、これらの資産に係る試験研究費の額については、研究開発費として損金経理をした金額のうちこれらの資産の取得価額となる費用の額等となっていますか。
　そのほか、試験研究費に充当する目的で他の者から支払を受けた金額がある場合、その金額を試験研究費の額から控除していますか。